

Title	班田收授法頽廢の對策に就いて
Sub Title	
Author	今宮, 新(Imamiya, Shin)
Publisher	三田史学会
Publication year	1940
Jtitle	史学 Vol.19, No.2 (1940. 9) ,p.1(203)- 46(248)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19400900-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19400900-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 班田收授法頽廢の對策に就いて

今宮 新

## 一

班田收授法の實施を防害し、これを廢絶せしむるに至つたと思はれる諸點については、本誌第十八卷二・三合併號に於いて、土地、制度、人の三方面より、これを考察したのであるが、要するに、この制度の實施を不可能ならしめた重大なる障害は、班給すべき土地の多寡及び肥瘠の問題、制度の繁雜なること、この制度の運用に關與した官吏及び一般民の不誠實等に歸せられるのである。然しながら、此等の種々の障害の大部分は、當時の爲政者が、これに對應すべき政策を立て、この制度を實施せんとする固い決心を有したならば、或る點まで、減少さるべきものであることは言ふまでもない所であるから、班田收授制度には種々の缺陷があり、その實施にあたつても、様々の障害が存するとしても、これを實施すべき衝にあたつた政府、地方官等の怠慢不正は、この制度を頽廢せしめた重大なる原因として看過出来ないものである。然し大化革新に依つて採用されたこの土地制度を、廢棄せざる以上は、この施行

が問題となり、その爲めには、以上の如き種々の障害に對して、その對策を講せざるを得なくなるのであつて、怠慢なる爲政者も、或點までは、その障害を除去せんと試みるに至つたものと考へられてゐる。次にこれ等の對策と認めらるべき政策に關して述べて見ようと思ふ。

## 二

土地の多寡及び地味の肥瘠に關しては、當然令の立法者もこれに注意したのであつて、その對策と認むべきものが、令に規定されてゐるのである。田令に、

凡給口分田者、男二段、女減三分之一、五年以下不給、其地有寬狹者、從鄉土法、  
とあり、義解には、

受田足二段者爲寬、不足者爲狹也、言依上文、男女口分、既有定法、若鄉土少田者、不可必滿其數、故云從鄉土法、即雖寬博而有餘、亦猶依二段法、不可過越也、

とある。即ち狹鄉に於ては、口分田として規定通りの面積を、班給し得ざる事の生ずる場合を豫想し、鄉土の法に依ると言ふ便法を設けてゐるのである。鄉土の法に依るとは、極めて曖昧なる規定であつて、所謂狹鄉と呼ぶゝ地方が少い場合は、これに依つても、大なる支障なく班田制は實施され得るかも知れないが、然らざる場合は、これに依つて、二段の口分田を班給すると言ふ制度が、根本的な障害を

受けた事となるのである。而して實際に於ては、口分田の不足は、時代の進むに従つて甚だしくなつたのであるから、かゝる不明瞭なる便法を以てしては、到底班田の公正を期することは不可能である。班田制が實施された場合、これに依つて不公平の生ずることは、すでに早く認めらるゝ所であつて、例へば、大寶二年の戸籍にあらはれた筑前國、豊前國、豊後國等の諸國の戸の受田數が、令の規定より多い場合と、不足する場合のあつた事は、嘗て中島氏に依つて指摘された所である。<sup>(2)</sup> 又瀧川氏は、大寶二年の筑前國嶋郡川邊里の戸籍に見える戸の受田數の四例を擧げて、その過多及び不足のあることを述べ、同一地域に於いて、かゝる受田の過不及の生じたのは、田品の上下が斟酌せられたものであると考へざるを得ない。即ち上田を受ける戸は、法定額より尠く、下田、下下田を受ける戸は、法定額より多く班給せられたと解すべきであるとしてゐる。<sup>(3)</sup> 然し、例へ同じ里の戸籍であると言つても、かゝる受田數の相違は、必ずしも田品の上下に依つてのみ、生じたとは考へられないやうに思はれるのであつて、田地の存在状態より生じ得ることは、現在の地方の田地の状態から推しても、想像せらるゝ所であると思ふ。若し田品の上下が、班田に際して斟酌せらるゝとすれば、當然、令に何等かの規定が現るべきであらうと思ふ。五十戸を以て里を爲すと言ふ令の規定に依れば、里の地域面積は、相當廣範圍に渡つてゐたものと考ふべきであり、而も現在の如く、多くの田地の存しなかつたと考へられる當時に於ては、同一の里の屬する戸であつても、田地の多寡に依つて、班給さるべき口分田の過少が生ずることは、あり

得ると考ふべきであらう。従つて、瀧川氏の舉げたる大寶二年の上記の例は、口分田班給に際して、田品の上下が斟酌せられた結果と見るよりも、寧ろ田地の多寡の關係に依つて、所謂郷土の法を採用した結果、生じたものであると認めて、不都合はあるまいと思はれる。又義解に依れば、上記の如く、田地の餘裕のある所謂寛郷に於ても、口分田の面積は二段を越すことが出來ないのであるから、その不足の場合は、田地の寡少の結果、當然起り得ることゝ認めらるゝが、その過多の場合は、原則的には生じ得ない譯である。然し實際に於ては、上記の大寶二年の戸籍に於ても、多少の過給が存するのであつて、これが不可解であり、土地の肥瘠より生じたかとも疑はれるけれども、大寶年間より約百三十年後に出た、義解の上記の如き解釋が、大寶時代に行はれてゐたか否やも疑問であり、又その過給の程度が、地味の肥瘠を調節するにしては、大體に於て極めて少額であり且つ不定である點より考へて、或る目的のもとに、かゝる結果が生じたものとは思はれないのであつて、恐らく、或戸の近くには多くの田地があり、他の戸の近くには充分田地がなかつた爲めに、かゝる班田面積の相違が、生じたものであらうと想像せらるゝのである。

田地の多寡を緩和せんとする考は、田令にまた、

凡給田、非其土人、皆不得狹郷受、勅所指者、不拘此令、

凡狹郷田不足者、聽於寛郷遙受、

凡給口分田、務從便近、不得隔越、若因國郡改隸、地入他境、及犬牙相接者、聽依舊受本郡、無田者、聽隔郡受

等の規定となつて現はれてゐる。田令義解及び集解に依れば、狹郷とは大體口分田の充分でない郡を指し、この場合は、近接の他郡に於いて、口分田の班給を受けることを意味するやうである。義解に、隔郡とは傍郡であるとなして居る。然し國中全體に、田地が不足した場合は、他國に於いて、その口分田が班給さるゝことが考へられるのである。集解には、規定通り二段の口分田を受けることの出來ない地方にあつては、先づ郷土の法に依つて、郡内の田地を均分し、その不足の分を受けんとする者のみ、他の地方に於いて班給したと解せらるゝ説がある<sup>(四)</sup>。なほ狹郷に於ては、勅命に依る以外は、位田、職田等も支給する事を禁止してゐるばかりでなく、郡司職分田等も、その面積を必ずしも規定額に満たしめず、桑漆等の數もこれを減せしめる規定がある。然しながら此等の規定は、田地を全國民に平均に給與せんとするには、不充分のものと考へられる。例へば、口分田の不足分を近接郡で支給する規定の如きは、實際に於ては、一般民の間に甚だしい不平等を生じたのであつて、居住地に近い便利なる口分田を給與された者と、隣郡に於いて給與された者との間の勞力の差は、非常なものがあつたらうと思はれる。況んや、遠隔の地方に於いて給與せられた場合の如きは、この口分田を如何にして耕作したかゞ疑問とさるものである。此等の實例に就いては、「班田收授法頽廢の原因について」の拙論の中に述べたから、省略

しようと思ふ。要するに以上の如く、實際の班田にあたつて、田地の多寡より生ずる、種々の不公平を調節すべき令の規定は、極めて不備であつて、之に依つては、全國民に平均に富を分配せんとする、令の精神を實現することは、不可能であつたと見なければならぬ。

次に、地味の肥瘠より生ずる不公平を調節すべき規定として、田令に見えるものは、易田倍給、とあるに過ぎない。義解に、易田者、其地薄培、隔歲耕種也、倍給者、假令、應給二段者、卽給四段之類也、と解釋してゐる。此の規定は地味の肥瘠を調節するものとしては、當を得たものであることは言ふまでもないが、地味は非常に多種多様であつて、かゝる一様の規定のみを以つてしては、之を公平に分配し得ない事は明瞭であらうと思ふ。弘仁主稅式又は延喜主稅式に、公田を四等級に分け、その獲稻を上田五百束、中田四百束、下田三百束、下々田一百五十束となしてゐるのを見ても、當時の田品の複雜であつた事が知られるのである。右の弘仁式等の獲稻數量が、例へ實收獲を示すものでないとしても、少くとも當時の土地に、上下種々雜多の種類の存した事を示すものとしては充分であらう。従つて、かくの如き肥瘠複雜なる土地を、上記の如き規定のみを以て、公平に班給することは、困難であつたと言はなければならない。而もこれを調節するものとして、七分法の如き方法が行はれたとする説も、又は口分田は上田のみとする説も、取る事の出來ない事は、すでに述べた所であり、又先にも述べた如く、實際についても、土地の肥瘠が班田に際して考慮されたと見らるべき史料も存しないと思はれる。かくて肥瘠様

々の土地が、口分田として班給されたものと思はれるのであつて、恐らく令の制定者は、かかる田品の差異より生ずる不公平に就いては、これを充分考へてゐなかつたものと思はざるを得ない。班田手續そのものを見ても、令の制定者が、如何に實際を顧みなかつたかは明らかであり、又六年一班の班田年度の如きを見ても、十一歳まで口分田を支給されない場合の生ずる事、及び受給者の死亡した時は、多くて五六六年間、その家族が之を佃食し得る場合も生じ得るのであつて、國民の所得を平等にする點より考へれば、甚だしい不公平が起り得るのである。かかる點を立法者が不間に附した事より見て、恐らく彼等は、口分田の差異より生ずる不公平の如きは、實際に於て殆んど問題としなかつたと考ふべきであらう。平安朝時代の初期に、易田に相當する田地が、口分田として班給されてゐた事を以て推せば、恐らく、各地方に於いて、又は各個人間に於いて田品の差異より生ずる不公平は、初めより存したものと考ふべきであらう。而して此等の不平等は、班田制を頽廢せしめる重大なる原因を爲すのであつて、これに對する令に規定された以上の如き對策が、何れも不充分であつたと言ふ點が、注意されなければならぬと思ふ。

以上述べた如く、田地の多寡及び田品の相違より生ずべき不公平を調節し、引いては班田收授法の頽廢を、防止せんが爲めに設けられたと見るべき令の規定は、何れもこれが完全なる對策とは認めがたく、從つて、殆んどその效果を奏する事が出來なかつたと考ふべきであらう。

(一) 中島慶太郎氏、天平文書田稅物價諸表、史學雜誌、第三十二編第八號

(二) 瀧川政次郎氏、口分田の田品について、史學雜誌第四十六編第七號

(三) 前掲兩論文参照

(四) 令集解卷十二田令、「穴言、依上條、狹從鄉土法、謂先支度一郡内田、均給訖後願遙授者、依此條給、不願者不遙受耳、跡言、聽遙受謂依鄉土法、皆少々授、給而有欲受遙鄉者、合聽。」

(五) 赤松俊秀、律令時代の農民の負擔に就いて、史潮、第七年第四號

(六) 拙稿、班田收授法頽廢の原因について、史學、第十八卷第二・三合併號參照

(七) 前掲瀧川氏論文参照

(八) 類聚三代格、卷十五、弘仁十二年六月四日官符

同  
天長四年六月二日官符

### 三

令の制定者は、班田收授法實施に際して生ずる、田地の多少及び肥瘠等よりの不公平に對して、以上の如き對策を用意したのであるけれども、此等は殆んどその目的を達する事が不可能であつた事は、上述した所で明白であらうと思ふ。而して班田制の實施にあたつて、更に重大なる障害を爲したと思はれるものに、田地の不足、即ち口分田と爲すべき土地の、全般的不足の問題があると思ふ。地理的に耕地の不足せる場合、又は人口の局部的集中に依つて、田地の不足せる場合の對策は、上述した如く、令に

その規定を見るのであるが、全般的の土地の不足の対策は、如何にしたであらうか。令の立法者は、人口の自然的増加、又は口分田以外の種類の土地の増加に依つて、全般的に口分田の不足を生ずべき事を豫想したや否やは疑はしいと思はれる。

この土地の不足に關聯するものとして、令に規定されてゐるものは、其官人於所部界内、有空閑地願佃者、任聽營種、替解之日還公、と言ふ條項である。これは言ふまでもなく、空閑地の開墾であるが、これに依れば、開墾を爲し得るものは、官人に限られてゐるのであつて、その解任と共に、國家に返還される事となつてゐるのである。一般人の開墾に關しては、何等の規定も見られないけれども、義解及び集解に依ると、一般民にも開墾が許されてゐたやうであつて、而も開墾者の死亡に依つて公收されたものゝ如く思はれる<sup>(二)</sup>。この開墾に關する規定を、果して口分田の不足に對する対策として、立法者が制定したか否やは疑問であつて、恐らく、元來はただ閑地の開墾を、獎勵したに過ぎないものと考へられる。然し、段々と口分田の不足を生ずるに至つて、この開墾制は、その対策としての意義を帶びるに至つたものである。

大寶令頒布後初めて開墾の事の見えるのは、和銅四年の詔勅であつて、豪強の家が山野を占有して、百姓の業を防害する事を禁止すると共に、但有應墾開空閑地者、宜經國司、然後聽官處分、と記されてゐる<sup>(三)</sup>。然しこれは富強家が開墾に依つて、土地の兼併を行ふ弊害を、防止せんが爲めのものと認む

べきものであつて、口分田の不足を補ふ對策とは爲し難いやうに思はれる。然るに、これより約十年後に頒布された開墾獎勵法は、以上のものとはやゝ性質を異にし、口分田の不足を補なはんとする政策の如く見られるのである。即ち養老六年に、國郡司を獎勵して、國費を以て良田一百萬町の開墾を命じ、又一般民にも、開墾の程度に應じて敍勳する等の規定を設けて、これを獎勵することとなつたのである。然し、これが如何なる效果を擧げたかに就いては、これを明白に知る史料が存しないやうである。而して更にその翌年、所謂三世一身法を設けて、墾田の一定期間の所有を認める事となつたのであるが、此等の法令を出す理由として、或は、食之爲本、是民所天、隨時設策、治國要政、云々、とあり、又は頃者、百姓漸多、田池窄狭、云々、とあるのは、口分田が不足を生じた爲め、その對策としてかゝる法令が公布された事を示すものゝ如くである。<sup>(三)</sup> 開墾獎勵法としては、特に後者は徹底したものであり、而も當時熾烈を極めた土地所有欲に乗じて、開墾は盛んに行はれる事となり、土地國有主義に大なる影響を與ふるに至つた事と思はれるけれども、永久に之を所有し得ない事は、土地所有に對する欲望を満足せしめず、又土地に對する愛着心をも少くし、之を返還する時期に達すれば、耕作を怠つて再び荒廢に歸せしむる事は想像出來る所である。従つて、田地獲得の目的は、これに依つても、充分達する事は出來なかつたと見なければならない。かくて約二十年後、天平年間に、永久に墾田の私有を許可する事となつたのである。然し政府は、この法令の實施に依つて發生すべき弊害に對しては、豫め種々の制限

を附して、之を防止せんとしたやうである。即ち開墾者は、國司の許可を必要とする事、百姓の防害となるべき土地の占有を禁止する事、開墾の許可を受け三年経過してもこれを行はない場合は、他人に開墾を行はしむる事、位階に依つて開墾面積を制限する事等である。<sup>(四)</sup> この法令は、開墾獎勵法としては、全く徹底したものであり、一般民の開墾に對する活動は活潑となり、田地を獲得せんとする政府の目的は、達することが出來たと思はれるけれども、他方に於ては、反つてその弊害が甚だしくなり、約二十年後、天平神護年中に、由是、天下諸人、競爲墾田、勢家之家駆役百姓、食窮百姓無暇自存、自今以後一切禁斷、勿令加墾、と命ぜらるに至つたのである。<sup>(五)</sup> 然しながら、この法令は、寺院の開墾については除外例を認め、又一般百姓も一二町の開墾を許され、更に權門勢家の兼併した、莫大なる墾田を公收する事もなかつたのである。従つて、禁止の目的を充分達する事が出來ず、其後十年を出でずして寶龜年間再び自由に開墾する事が許可さるゝに至り、たゞ勢を假りて、百姓を苦しめる事は嚴重に禁止さるゝ事となつた。<sup>(六)</sup> 以上の如く、開墾に依つて田地を獲得せんとする方法は、墾田の私有を許した結果、その目的は達せられた如くに思はれるが、これが爲めに、寺院權門勢家等の土地兼併を惹起せしむるに至り、大化以來の土地公有制を破壊せしむる事となつたのである。而して特に權勢家に悪用されたものは、天平十五年の太政官符にある、若受地之後至干三年、本主不開者聽他人開墾、の規定であつて、一般百姓が國司の許可を得て、ようやく、その一部を開墾して耕食し、全部に及ばないで三年を経過すれば、權門勢家は

國司に對して、三年不耕を理由として、その土地を改めて開墾する許可を請ひ、一方彼等の勢力を恐れて居る國司等は、直ちに之を許可するに至るので、百姓は辛苦を重ねて開墾した土地、及び彼等が開墾の權利を有する不開墾地共に、權勢家に奪はるゝに至るのである。この弊害が甚だしかつた爲めに、寛平八年に、一町の内二段を開墾すれば、之を他人に與ふることを止める官符を出してゐるけれども、これはすでに、その時期を失したもので、權勢家の跋扈は抜く可からざる状態となつた時代である。かくの如く、田地を得る爲めの開墾の獎勵は、反つて土地の私有及び兼併を生ぜしめる結果となり、而も初めは、無税地でなかつた此等の開墾地の多くは、奈良朝末期から平安朝初期にかけて、種々の理由に依つて、不輸租の特典を得て、遂に莊園を發生せしめる一因を爲する至るのである。以上の如く、墾田の増加は、段々と國庫の財政にも關係なくなり、況んや、口分田の不足を補はんとする目的の如きは、全く達せられなかつた事は言ふまでもない。

然しこゝに考ふべき事は、三世一身法又は墾田私有制の如きは、果して口分田不足の對策として、制定されたものか否やと言ふ事である。口分田の不足が問題となるのは、土地國有制の存在を前提とする事は言ふまでもない事であり、従つて、少くとも開墾せられたる土地を、何日かは公有とする事を必要とする事は勿論である。如何に廣大なる土地が開墾せられても、これを口分田として班給し得ない場合、即ち之が私有が許されるならば、口分田の不足を補ふものとはなり得ないからである。故に上述の開墾

令の中では、三世一身法は、結局は口分田不足の対策と認め得らるゝものであらうけれども、之の私有を許す法令は、その対策とは認め難いやうに思はれる。かかる意味に於て、天平十五年の墾田私有令は、口分田不足の対策としては、何等の意義を有せず、而も土地國有制度をも崩壊せしむべき原因をさへ爲したものである。かかる重大な法令が發布せられた原因は、之を土地に對する政策と見るよりも、他に存すると考ふべきであらう。此等の種々變更された墾田に關する法令が、當時政權を掌握してゐた、貴族間の勢力抗争と關聯のある事は、明白のやうであつて、先の三世一身法は長屋王時代、墾田私有制は橘諸兄時代、後の墾田禁止令が道鏡時代に公布せられたのは、注意を要すべき事と思ふ。此等の關係に就いては、こゝに詳論をさけるけれども、當時貴族階級の利害に最も重大な關係を有した墾田に關する制度が、或る程度まで政爭に利用された點は、認めなければならぬと思ふ。かかる見地より見れば、今までその理由が不可解とされた天平元年、即ち長屋王失脚直後口分田を悉く公收して、改めて班給すると言ふ太政官奏の許可された事、又同年に、國司の所有する墾田を公收した事、及びその他の土地に關する法令の公布された事も、理解し得るやうであり、更に天平神護元年の墾田禁止令の發布、及びこれが直ちに廢止された原因も明白となるのである。かくて上述の墾田私有令の公布は、橘氏の勢力維持の爲めの政策と見らるべき點が多く、班田制の實施、又は口分田不足の対策としては、殆んど何等の意義を有しないと思はれるのである。更に又道鏡時代の開墾禁止令も、土地國有制度を維持せんとする爲よ

りも、寧ろ諸貴族の經濟力削減の爲めの政策と考へらるべきであらう。

(一) 令義解卷三、田令、「謂官人者、國司、若以土人任爲國司、并郡司及百姓等營種卽永爲私田。」

令集解卷十二、田令、「古記言、替解日還官收授、謂百姓墾者待正身亡、卽收授、唯初墾六年內亡者、三班收授也、公給熟田尙須六年之後收授、況加私功、來得實哉、舉輕明重義、其租者、初耕明年初輸也。」

(二) 繼日本紀、和銅四年十二月丙午條

(三) 繼日本紀、養老六年閏四月乙丑條、養老七年四月辛亥條

(四) 繼日本紀、天平十五年五月乙丑條

類聚三代格、卷十五、天平十五年五月廿七日官符

(五) 繼日本紀、天平神護元年三月丙申條

(六) 類聚三代格、卷十五、寶龜三年十月十四日官符

續日本紀、寶龜三年十月辛酉條

(七) 類聚三代格、卷十五、天平十五年五月廿七日官符

(八) 類聚三代格、卷十六、寛平八年四月二日官符

(九) 繼日本紀、天平元年三月癸丑條

同  
天平元年十一月癸巳條

(一〇) 挑稿、墾田の話、財政經濟時報 第廿五卷 第六號參照

以上述べた如く、奈良朝時代に頒布せられた種々の開墾令は、必ずしも、口分田不足の対策とは認め難いのであるけれども、墾田が口分田とされた實例の存するのを見れば、少くとも或る場合に於ては、墾田は口分田不足の對策と見らるべき點も存するのである。續日本紀、神護景雲元年の條に、四天王寺墾田二百五十五町、在播磨國飴磨郡、去戊申年收、班給百姓口分田、而未入其代、至是以大和、山背、攝津、備中、播磨、美作等國乘田反沒官田捨入、とある。<sup>(二)</sup> この記事をそのまま信すれば、この墾田の班給は和銅元年となる。然し戊申の年が、丁度神護景雲二年にあたるので、以上の記事は二年以後に入るのではないかとの疑も存するけれども、一方この墾田の班給を神護景雲二年となすことも、道鏡の全盛時代にあたる事を見れば、疑問であると思はれる。然し何れにしろ、四天王の墾田が神護景雲二年以前に口分田として班給された事を示すものであり、これは口分田の不足を補ふものとして、行はれた事も明白である。然るに、平安朝初期の播磨國の奏言に依ると、此時百姓の口分田とされた水田の中、八十町歩が、何日か再び四天王等に寄進された爲めに、因是百姓口分、多授比郡、營種之勞、爲建實深、云々、とある。<sup>(三)</sup> かくの如く、墾田が一度び口分田として班給されても、再びこれを寺院に寄進する如き事が、度々行はれたとすれば、口分田を増加せんとする目的が、達せられなかつた事は言ふまでもない。

又神護景雲二年の條に、先是勅、如聞、太宰府收觀世音寺墾田、班給百姓、事如有實、深乖道理、宜下所由、研其根源、即仰太宰府、捕求舊記、至是日奉勅、班給百姓見開田十二町四段捨入寺家、園地三十

六町六段、依舊爲公地、とある。<sup>(三)</sup>これも、一度び口分田とされた寺院の墾田の一部が、再び寺院に施入せられた事を示すものである。更に又天平神護二年の越前國司解には、天平寶宇五年に、巡察使及び國司等が、同國の東大寺の雜色供分田を百姓に給與したとあり、又同三年の民部省符にも、越中の東大寺雜色供分田が、前と同様に、天平寶宇五年に百姓に給せられたとあり<sup>(四)</sup>、更に又、同年の民部省牒によれば、越中の東大寺田十町四反二百六十歩を、誤つて百姓の口分田としたとも記して居る。<sup>(五)</sup>此等は何れも藤原仲磨時代に、寺院所有の墾田其他が、口分田として班給された事を示すのであつて、口分田不足の対策として、行はれたものと見られるけれども、道鏡の出現に依つて、寺院の勢力の盛になると共に、此等の土地が再び寺院の所有に歸した事を思はしめるものである。従つて、一時は墾田に依つて、口分田を増加せんとする政策が行はれただけれども、充分なる效果を奏する事の出來なかつたと見るべきであらう。

以上挙げたものは、何れも寺院の場合であり、而もその所有の墾田が、口分田とされた爲めに、その代價を與へた例に過ぎないのであつて、寺院以外の權門勢家の墾田が、口分田として班給されたや否やについては、全く不明である。延暦年間に、大隅、薩摩兩國に、初めて班田が行はれた時、墾田を收めて口分田として班給したとの記事が見える<sup>(七)</sup>が、これはこの地方の百姓の所有する田地が、父祖以來何れも不毛の地を開墾して、持ち傳へたものであつて、若しも、それを公収して班田を實行せんとすれば、

人民の騒動を惹起する恐れありとして、この時まで班田が施行せられなかつた爲めであつて、權門勢家所有の墾田を公收して、口分田として班給した例とは認め難いのである。然し佛教が隆盛であつた奈良時代に於ても、寺院の墾田等が口分田として班給された事を示す上記の例を以て推せば、恐らくは、一般權勢家所有の墾田の一部も、口分田とされたものが存するであらうと想像せられる。尾張國にあつた佐美親王の墾田八町が、大同年間に、民の防害を爲すために公田とされたと言ふ記事が見える。<sup>(九)</sup>之が口分田として班給されたか否やは不明であるが、後の元慶年間の班田の時は、山城國愛宕郡にあつた鶴原寺の墾田四段七十步<sup>(一〇)</sup>、山城國紀伊郡の實相寺の墾田二段、攝津國嶋下郡の藤原豐淵の墾田一町九段三百五十八步<sup>(一一)</sup>、攝津國河邊郡の秀良親王の墾田一町三段百六十步<sup>(一二)</sup>、山城國の藤原直方の墾田六段百八十步<sup>(一三)</sup>、等を口分田として班給した爲めに、これを後に返却したとの記事が三代實錄に散見してゐる。此等は誤つて口分田とされた爲めに、後に返却されたのであるが、恐らく此等の中にも、誤つて公收されたもののみではなく、口分田の不足を補ふものとして、公收されたものも存するであらう。而してそれが後になつて、誤つて公收されたとの理由で、返却されたものも存すると思はれる。これは上に記した如く、かつて口分田として班給された諸寺院の墾田等が、道鏡時代に多く回復せられたのと、同様に考ふべきであらう。かかる例を以て見れば、班田施行の場合に、權門勢家の墾田を公收して、口分田として班給することは、奈良時代または平安朝初期に於いて、行はれたと想像し得るのである。上に記した例は、

何れも後に所有者に返却された場合のみであるが、これ以外に、所有者に返却されなかつた場合の存した事も、容易に考へらるゝ所である。然し奈良朝末期より平安朝初期にかけて、寺院や權門勢家の土地占有が強固となるに従つて、その墾田を公收することが、段々困難となつて來る事は明らかであつて、上記の如く公收された墾田の面積が、多くとも約二町、少くは二段に過ぎない事などは、之を示すものやうである。又例へ公收されて口分田とされても、再び之を元の所有者に、返却する場合が多くなるに至れば、墾田に依つて口分田の不足を補はんとする目的は、殆んど達せられないと言ふべきである。

かくの如く、口分田の缺乏を補はんとして行はれたと思はれる墾田の獎勵は、その目的を達しなかつたばかりでなく、結局は土地の私有及び兼併を起さしむる原因となり、遂には、所謂公地の減少を來さしめ、班田收授法の實施を反つて困難ならしむるに至つたのである。

(一) 繼日本紀、神護景雲元年十一月壬寅條

(二) 同 延暦五年四月乙亥條

(三) 同 神護景雲二年九月辛巳條

(四) 天平神護二年十月廿一日、越前國司解、大日本古文書、五

(五) 天平神護三年二月十一日、民部省符、大日本古文書、五

(六) 天平神護三年二月廿八日、民部省牒、大日本古文書、五

(七) 類聚國史、卷百五十九、田地上、口分田、延暦十九年十二月辛未條

(八) 繼日本紀、天平二年三月辛卯條

(九) 類聚國史、卷百五十九、田地上、公田、大同三年正月辛亥條

(一〇) 三代實錄、元慶七年七月廿一日條

(一一) 同 同 年九月廿三日條

(一二) 同 同 年十月十日條

(一三) 同 同 年十月廿七日條

## 五

さて口分田不足の對策として、次に考へられる事は、下田又は陸田等の班給である。

田地は、その肥瘠又は便利等の理由に依つて、種々雜多なる種類が存したことは明らかであるが、田令に依れば、易田と認めらるゝ地味の悪い土地以外は、何れも同面積の田地が口分田として班給されたので、こゝにかなり甚だしい不平等の生じたらうと思はるゝ事は、すでに述べた所である。然し口分田の不足が甚だしくなれば、下田の班給も當然起り得るのである。三代實錄仁和元年四月の條に、勅、遠江國葵原郡百姓口分田三百六十七町六段三十八歩之代、授不堪佃田、先是、遭水災、流損崩埋、元慶四年、遣使檢校訖、其後國宰頻々申請、至是詔許之、とある。これは天災に依つて、口分田の不足を生じた爲め、下田を班給した例であつて、一般的の對策とは認め難いけれども、弘仁十二年及び天長四年の太政官符に依れば、河内、播磨、和泉等の諸國に於いて、易田に相當する下田が、口分田として班給されてゐ

た事が窺はれるのである。而してこれ等は何れも土地澆薄で、良田が少なかつた爲めであると記されてゐる<sup>(三)</sup>。これを見れば口分田の不足の場合には、下田の班給が一般的に行はれてゐた事が、想像されるのである。但し下田の班給は、理論上より言へば、先づ口分田として良田を與へ、その不足を生じた場合に行はるべきものであるが、延暦十年五月の條に、先是諸國司等、核收常荒不用之田、以班百姓口分、徒受其名不堪輪租、云々、とあると見れば<sup>(三)</sup>、地方官の不正に依つて、下田が班給さるゝ場合の多かつた事、又は權門勢家の上田占有に依つて、下田のみが口分田として殘された場合の多かつた事が窺はれるのである。かくて實際に於ては、全國的に口分田は段々と下田が多くなつたものと、想像せられるけれども、之は言ふまでもなく、口分田不足の對策として生じたのではなく、地方官及び權門勢家等の良地占有の結果と認むべきである。これを以て見れば、下田の班給は口分田不足の對策と言ふよりも、官吏、權勢家の土地占有の結果、行はれた場合の多かつた事が想像せらるゝと思ふ。

田令には明記されてゐないけれども、口分田は水田を原則としたものと思はれる。然し水田の多くない地方、又は水田が不足した場合には、陸田も口分田として班給さるゝ場合が生ずるので、これも口分田不足の對策と考へらるべきであらう。天平元年の條に、阿波國山背國陸田者、不問高下、皆悉還公、卽給當土百姓、但在山背國三位以上陸田者、具錄地段、附使上奏、以外盡收、開荒爲熟、兩國並許、其勅賜及功者、不入還收之限、とある<sup>(四)</sup>。これは水田不足の爲めに、陸田を班給せんとする政策であつた事

は明らかであつて、のち天長年間に阿波國にて於ては、水田と共に陸田を班給して居り、又延喜式（卷二十二民部）にも、凡山城阿波兩國班田者、陸田水田相交授之、との規定が存する。かくの如く、特に水田の不足した山城阿波兩地方に於ては、その對策として、陸田の班給が行はれた事が知られるのであるが、陸田を班給された百姓は、恐らくこれを喜ばなかつた事と思はれる。元慶年間に班田の行はれた時、山城國に於ては、水田一段八十步、陸田二百歩を口分田として班給する事となつてゐたが、百姓等は、身役が重く口分の殊に少いのを恨む状態であり、山城班田使の解に、凡百姓之爲體也、只貪水田、不屑陸田、而多増燒塙之陸田、均賜要望之水田、論之政理、頗乖穩宜云々、とあつて、遂に水田百歩に増加し、陸田を減じて班給することとなつた。<sup>(五)</sup>

以上は山城、阿波等の特に水田の不足した地方のみの例であるが、他の地方に於ても、水田の不足した時には、陸田の班給された場合の起る事が推測さるゝと思ふ。然しこの場合には、かなり甚だしい不平等が生ずるに至るので、口分田班給の目的が充分達せられなかつた事は明白である。

- (一) 拙稿 班田收授法頽廢の原因について、史學第十八卷第二、三合併號  
(二) 類聚三代格、卷十五、弘仁十二年六月四日官符

同 天長四年六月二日官符

- (三) 繕日本紀、延暦十年五月戊子條  
(四) 繖日本紀、天平元年十一月癸巳條

(五) 類聚國史、卷百五十九、田地上、口分田、天長七年四月戊申條

(六) 三代實錄、元慶四年三月十六日條

## 六

功田、位田、隱田等を口分田として班給する事も、その對策の一と認めることが出來る。

神護景雲年間に、阿波國に於ては田が少い爲めに、その地方に於ける功田、位田等を公收して、百姓に口分田として班給したとの記事が見える。<sup>(一)</sup>先に述べた如く、この地方は特に水田が少なかつた爲めに、かかる對策が行はれた事と思はれるが、これに反して、功田、位田等の増加に依つて、口分田の不足の生ずる事が往々にしてあつたやうであつて、天平元年に、位田、賜田等に、膏腴の地を争ひ求めしめないやうに命ぜられた主義とは、相反する状態となつた如く思はれる。<sup>(二)</sup>延暦二年の勅に、但馬紀伊阿波三國、公田數少、不足班給、而王臣家競受位田、妨民要地、自今以後、永從停止、其先授者、毎有薨卒、取爲乘田、とあり、後に紀伊國に於ては、卒去に依つて、位田が公收された實際の例も存するのである。<sup>(三)</sup>又美作國英多郡に於ては、田地が少く常に口分田の不足を生ずるので、貞觀年間にこゝにあつた皇太后宮の職田九町を、勝田郡の公田に移された事も見てゐる。<sup>(四)</sup>更に延暦十二年の勅に、山城國葛野郡の百姓の口分田が、多く都の中に入つてゐるので、全國にある雜色田を停めて、口分田として百姓

に班給し、之が換地を四畿内に於いて給與することゝし、神田は便宜上附近の郡田を以つて充てるが、寺田は舊例に准じて、その代地を與へないと命じられてゐる。<sup>(五)</sup> これも山城國に於ては、上述の如く、水田が不足した爲めに行はれた一種の對策と見ることが出来る。以上述べた例は、何れも特別に水田の不足した地方に於ける口分田不足の對策であつて、全國的のものとは認め難いけれども、その對策の一とは考へられる。然し先に記した如く、貴族及び佛教の隆盛に從つて、功田、位田、寺田等の土地が段々と増加し、これを公收して口分田とする方法も行はれなくなり、益々その不足を生ずるに至るのである。

隱田は墾田絶戸田等を隱匿して、その課稅を忌避するものであつて、嚴重に禁止されたことは言ふまでもない。<sup>(六)</sup> 従つて早くより、巡察使として之を勘出せしめてゐる。例へば、天平寶宇年間には、武藏國隱沒田九百町、備中國二百町を、各々その巡察使をして勘檢せしめ、自餘の諸道巡察使にも同様に命じて居り、また、其七道巡察所勘出田者、宣仰所司、隨地多少、量加全輸正丁、若有不足國者、以爲乘田、遂使貪家繼業、憂人息肩、普告遐邇、知朕意焉、と勅せられてゐる。<sup>(七)</sup> これは明らかに、國家の財政策であると共に、口分田を充分ならしめる對策と思はれるのである。かくて穩田の検出は、口分田不足の對策としてのみならず、國家財政の上から見ても、最も有效である爲めに、其後政府はこれに注意し、穩田を告發した者には、位階及び賞與を賜ひ、又は三年間地子を半免して耕食せしめる如き、獎勵法を設けてゐるのである。<sup>(八)</sup> 然し、奈良朝末より平安朝初期の政治社會狀態に於ては、その勃興を期待

することは不可能であつて、貞觀十七年の太政官符に、頃年如聞、五畿内百姓、姦隱絕戸田、私領其田、多者五六百姻、少者八九十戸、名貪地利、無心顯申、公家之費、職此之由、云々、とあるのを見ても、その状態が窺はれると思ふ。

さて隠田を勘出して、口分田とした例について見ると、大同二年の太宰府の奏言に、壹伎、多勧兩島で、隠田一百四十町を校出して、諸國の例に准じて、島司の公廨田と郡司の職田とに賜ひ、それ以外を悉く口分田として、百姓に班給され度いとある。<sup>(二二)</sup>これを見ると、隠田勘出の場合は、國司及び郡司の公廨田、職田等にあて、殘餘を口分田として班給する事が、例となつてゐたやうに思はれる。又其後、元慶年間に班田の行はれた時、山城國の男子口分田が、僅に一段八十歩にしかあたらないので、隠田一町二段三百二十歩を得て、之を増加したとの記録がある。<sup>(二三)</sup>かくの如く穩田の勘出は、口分田不足の対策としては、最もよい方法と考へられるけれども、その例を多く見る事が出来ないのは、上述の隠田勘出の種々の獎勵法では、これが充分でなかつた事と、時代の経過するに従つて、爲政者はその熱意を失ひ、又地方官及び一般百姓が奸惡となつて、これを行はんとなかつた事に依るものであらう。

以上述べた如く、功田、位田等を公収して、これを口分田として班給する事は、或は局部的には、口分田の不足を補ふ對策として、效を奏することがあつたかも知れなけれども、上述した如く、その公収が段々と困難となり、平安朝に於てはその實例が殆んど有しないのを見ても、その效果が部分的に

も、あまり見るべきもののなくなつた事を示すものであらう。又隠田の校出班給は、全國的に行はるべきものであるにも拘らず、これを充分に實行されなかつた事が知られるのである。かくて、口分田不足に對する以上の如き方策は、何れもその效果を擧げる事が出來なかつたと見なければならぬ。

- (一) 繼日本紀、神護景雲元年十二月庚辰條  
(二) 同 天平元年十一月癸巳條  
(三) 類聚國史、卷百五十九、田地上、乘田  
(四) 三代實錄、貞觀二年六月廿三日條  
(五) 類聚國史、卷百五十九、田地上、口分田、延曆十二年七月辛卯條  
(六) 逸律、戸婚律、「妄認公私田、若盜貿易賃租等者、一段以下笞五十、二段加一等、過杖一百、五段加一等、罪止徒二年半」  
(七) 繼日本紀、天平寶字三年十二月丙申條  
(八) 同 同 四年十一月壬辰條  
(九) 類聚三代格、卷十七、天長五年五月廿九日官符  
同 承和十一年三月三日官符  
同 貞觀十七年八月廿二日官符  
同 卷二十、同日官符

拙稿 班田收授法頽廢の原因について、參照

- (一〇) 類聚三代格、卷十七、貞觀十七年八月廿二日官符  
(一一) 類聚國史、卷百五十九、田地上、口分田、大同二年十月丙子條

## 七

さて、口分田の無い場合、又は不足の時は、之を寛郷又は隔郡に於いて支給し得ると言ふ田令の規定は、上述の如く、口分田の不足を補ふべき對策として、令の立法者の豫め定めた所であるけれども、例へば、神龜年間の志摩國の班田の如く、その口分田を隣國伊勢で受け、更にその隣國尾張に於いて與へらるゝ如き場合は、如何にして之を耕作したかが問題となるのであつて、恐らく、一般民は口分田について移住したのではないかと考へられる。<sup>(一)</sup> 例へば、畿内に本籍を有する者に、畿外に於いて口分田を給與する事を、大同年間に度々禁止してゐる<sup>(二)</sup>が、これは彼等が土地について地方に移住して、その賦役を免れるに至つた爲めである。かくて、他の地方で口分田を給與すると言ふ令の規定は、實際に於ては、種々の弊害を生じたのである。畿内の如く、土地の不足する地方に於いて、その口分田を他の地方で與へないとすれば、口分田の不足を生ずることは明白であり、而もこれに對する對策が、何れにも充分の效果を擧げ得ない場合には、當然他の方法が考慮されなければならぬ。即ちこゝに考へられる事は、班田制度そのものの改變である。これは班田制が實施せられない爲めに、已むを得ず改變せられたとも見られるが、又一種の對策と考ふべきであらう。この班田制の改變としては、第一に口分田面積の減少と

言ふことがあげられると思ふ。

口分田の面積に關しては、田令には、男二段女減三分之一、官戸奴婢口分田、與良人同、家人奴婢、隨郷寛狹、並給三分之一、と規定せられてゐるけれども、口分田たるべき土地が、段々と減少するに至れば、當然令制通りの班給が不可能となるのである。勿論これが甚だしいのは、比較的の人口が多く、土地の少い地方に限られるけれども、すでに早く養老年間に、諸國の奴婢に口分田を給與する年齢を、十二歳以上と改めてゐるのは注意すべきであらう。<sup>(三)</sup>これは全國的に口分田たるべき土地が減少して、令に規定された原則を變更せざるを得なくなつた結果であり、明らかに口分田不足の對策と見らるべきものである。其後延暦十一年十月の勅に、班京畿百姓田者、男分依令給之、以其餘給女、其奴婢者、不在給限、<sup>(四)</sup>とある。男が規定通り給與された殘餘を、女子に支給すると言ふことは、女子の口分田面積の減少を意味するに違ひなく、京畿地方に於いて、土地が甚だしく不足した爲めに、かゝる已むを得ざる對策が講せられたものと見られる。又奴婢より口分田を受ける權利を奪ふと言ふことは、この地方に貴族豪族が多く、従つてその奴婢も、多數にのぼつたので、これ等にまで口分田を實際支給することが不可能であつた爲め、かゝる改變を必要としたものと思はれる。かくて、爾後京畿に於ては、奴婢の口分田を受ける權利は失はれるのであるが、女子に對しては、此時實際どの位の面積の口分田が給與されたかを知り得ないのである。約三十年後の天長年間の班田の時は、京戸の女子の口分田は、僅に三十歩と

なり、また承知年間には、更に減じて二十歩となすことゝし奏聞し終つたが、異議があつて實行せられなかつた。それより三十數年を経た元慶年間には、京戸女子の口分田は事實上二十歩にしか當らなかつたので、これを給與されない事となつたのである<sup>(五)</sup>。京戸女子の口分田の減少は、以上の如くであるが、一方男子は、上述の延暦十一年の勅に依つて、令の規定通り支給されてゐたかと言ふと、これも疑問であつて、何日頃からか、その面積が減少されてゐたやうである。元慶三年十二月民部郷藤原冬緒は、京戸の女子の口分田二十歩を取つて、畿内男子に加給する事に關して次の如く建議してゐる。

今檢案内、京戸之女、事異外國、不知蠶桑之勞、都無杵臼之役、加以言、其所當、最爲微少、名是口分、實非身潤、況亦公卿子女、王侯妻妾、得此尺土、其有何益、但畿内百姓、雖貢賦輕於外國、而徭役重於京戸、今豫計口分、一段百步、不足支給以酬勞苦、夫事貴權變、政存弛張、如有守不改、恐非通方之謂、伏請以京戸女口分田、加給畿内男。<sup>(六)</sup>

これに依れば、此時の班田に際して、上述の如く、京戸女子の口分田が僅か二十歩に過ぎなかつたばかりでなく、畿内男子の分も、わづかに一段百步にしか當らなかつたことが知られるのであつて、此時女子の分を取つて、男子の口分田に加へて、一段半となして班給した事が知られるのである<sup>(七)</sup>。又元慶四年の山城國班田使の解に依ると、去年十二月、民部省は、全國に符を下して、京戸の男子一人には、口分田として水田一段八十步、土戸の男子には、水田一段八十步陸田二百步を、班給すべき事を命ぜられ

たにも拘らず、京戸男子水田一段百歩、土戸男子水田一段四十歩陸田六十歩と届け出でゝゐる。今班田使及び國司等が、符旨の如く改正し班給すべき事を命ぜられたが、土人達は賦役の重い割に、口分田の少額なる事を歎いて居る状態である。又道理の上より見ても、課役の輕重のある京戸と土人との間に、口分田の等級のあるべき事が當然であると思ふのに、彼等の欲する水田を同等に分け、土人達に境塙の陸田を増すことは、穩當でないと考へられる。故にこれを改めて、土人には水田百歩を増加して、一段百八十歩となし、又陸田百四十歩を減じて六十歩となし、都合水陸田合せて一段二百四十歩となして、計上の男子二萬四千三百四十九人に班給され度いとあつて、これは許可されてゐるのである。<sup>(五)</sup>それより數年後の仁和年間に、讃岐國より右京三條に籍を移すことを許された、正六位上行右小史兼明法博士凡直春宗の一家六人の口分田として、山城國紀伊郡の官田七段百二十歩を支給されたとの記事が見える<sup>(选)</sup>が、これに依ると、一人の口分田が一段八十歩に當るのであつて、上述の解に言はれてゐる、京戸男子の口分田面積に相當するのである。先の山城國班田使の解に述べられてゐる所を見れば、京畿地方に於ける口分田の不足が甚だしかつた爲めに、その面積を減少せざるを得なくなつた事情を、窺ふことが出来ると共に、課役の輕重を問はずに、全面積の口分田を與へると言ふ令制の不備が、よく表れてゐるのである。この場合は、京戸と土戸が問題となつてゐるけれども、地方に於ては、年齢の差男女の別等に依つて、調庸等の課役が異なるのに、同様の口分田を給與した爲めに、種々の不正が企てられる事となるの

であつて、山城國班田使が課儀雖同、輕重各別、然則班授之事、何無等級、と言つてゐるのは、かかる點の不合理をよく示すものであらう。

以上述べた如く、京畿地方に於ては、延暦年間に奴婢、更に元慶年間には、女子に口分田を給與することを止めるに至つたのであるが、かかる令制の改變を以てしても、口分田の不足は如何とも爲し難く、男子の口分田面積も自然と減少するゝに至つた事は、先に記した如くである。然しながら、此等は何れも土地の缺乏の最も甚だしいと思はれる畿内地方に於ける對策であつて、一般的のものとは見なし難い事は言ふまでもない。これに反して、比較的的土地に餘裕のあると思はれる地方に於ては、全く令制に依らない、口分田面積の班給が行はれた場合も存するのである。例へば貞觀年間九州地方に於ては、課丁に三段三百二十九歩、不課男に二段、女子に一段を給與<sup>(一)</sup>し、仁和年間には、土佐國に於いて、正丁四段、次丁及び中男二段、不課男及び女子五十歩を班給し、一班の間之を實施せしめたとの記事も見える。<sup>(二)</sup>此等も口分田面積の變更には相違ないけれども、これは土地不足の對策として行はれたものでなく、寧ろ課役の輕重より生ずる不公平、及び之に依つて生ずる一般人民の不正行爲を、防止せんとするにあつた事は明らかである。<sup>(三)</sup>

以上要するに、口分田の面積を減少する事に依つて、班田收授制を實施せんとする方法は、主として特に土地の不足を生じたる畿内地方に於ける對策であつて、これを一般的のものとは言ひ難いやうに思ふ。

而も畿内地方に於けるかくの如き令制の改變は、土地の缺乏より已むを得ず爲されたもので、これを一種の對策と見るよりも、寧ろ當然の結果として生じたものと考へられる位である。

(二) 繼日本紀、神龜二年七月壬寅條

拙稿、前掲、参照

(一) 類聚國史、卷百五十九、(田地上、口分田) 大同二年十月庚子條

類聚三代格、卷十五、大同四年九月十六日官符

(三) 繼日本紀、養老七年十一月癸亥條

(四) 類聚國史、卷百五十九、(田地上、口分田) 延暦十一年十月庚戌條

(五) 類聚三代格卷十五、元慶三年十二月四日官符

(六) 三代實錄、元慶三年十二月四日條

(七) 元慶三年十二月四日付の太政官符には最後に「伏請、依件加増、爲一段半」とある。

(八) 三代實錄、天慶四年三月十六日條

(九) 三代實錄、仁和元年十一月十七日條、同二年七月十五日條

(一〇) 三代實錄、貞觀十五年十二月十七日條

(一一) 類聚國史卷百五十九、(田地上、口分田) 仁和元年十二月廿七日條

(一二) 上掲拙稿參照

八

さて以上述べた所は、主として一般人民に班給すべき口分田の不足に依つて生ずる、班田收授法の實施難に對する政策である。口分田の不足缺乏は、班田制の實施を困難ならしめた、最も重大なる原因と思はれるので、その對策も上述の如く、種々行はれたけれども、多くは一般的でなく、從つて、充分なる效果を擧げ得なかつたと思はれる。かくて班田制は、除々に頽廢するに至るのであるが、こゝにその已むを得ざる對策として、更に全般的なる班田制度の改變が爲される事となるのである。即ちそれは班田年度及び班田手續の改變とである。

令には、凡田、六年一班、若以身死應退田者、毎至班年、即從收授、とあり、義解には、此據未給口分人也、其先已給訖者、不可更收授也云々、とある。即ち六年に一度班田收授を行ふが、すでに給與されてゐる者の分はその儘とし、死者の口分田を取り、口分田を給與さるゝ年齢に達し者に、支給する事を行つたのである。兎に角、六年に一度、班田を行ふ事が原則であつたのであるが、種々の障害に依つて、その實施が段々と困難となるに至つたので、これの對策として、班田期の延長が企てられることが、なつたのである。土地國有の原則を維持し、班田收授法を實施せんとすれば、かゝる方法を取ることが、當時に於ては、已むを得なかつたことゝ思はれる。すでに早く、天平元年、班口分田、依令收授、於事不便、との理由で、口分田の全國的公收(一)が行はれたと見られる記事が、存するけれども、此時班田制度そのものゝ改變が、行はれたか否やは不明である。恐らく、此時口分田を公收して、更に班給する事が實

行されたとすれば、これは他の理由に依るものであつて、班年や班田手續等に就いては、何等改變される所がなかつたと考へられる。然し其後延暦二十年に至つて、校班多煩、一紀一行、と命ぜらるゝ事となつた<sup>(二)</sup>。即ちこれは、令に規定されてゐる班田手續が煩雜である爲めに、六年毎に班田を實施する事が困難である點が、主なる原因となつて、一紀即ち十二年目に收授を行ふこととなつたものと想像せられる。これは班田制の改革としては、相當重大なものであつて、六年一班の制が實施せられても、十一歳まで、口分田を給與されない場合が、生ずるのであるが、この改變に依れば、十七歳まで口分田を得られない場合もあり、又受給者の死後十二年間も、口分田がその儘にされる場合が起るのである。従つて、土地を平均に國民に分配せんとする令の精神よりは、遠ざかる事となるのであるが、班田制が次第に頽廢しつゝあつた當時に於いては、かかる対策も亦已むを得なかつたものと思はれる。而もこれ以前に於いて、何等かゝる対策が行はれず、桓武天皇の時代に初めてこれが見えることは、これ以前の時代に於いて、班田制が令の規定通り實施されてゐた事を示すものではなく、反つて、天皇が之を實施せんが爲めに、かかる対策が取られた事を思はしめるものである。又この一紀一行の制が、全國に命ぜられたものか、或は畿内のみであつたかは、當時の太政官符が有しない爲めに明白ではないが、後に述べる如く、これ等の改制は畿内のみに對するものと考ふべきであらう<sup>(三)</sup>。兎に角、この時の官符に依つて、十二年一班の制が立てられたのであるが、實際に於ては、この改制は實施されなかつたのである。即ちこれより七

年後の大同三年に、事乖實錄、宜依令條、と命ぜられて、再び六年一班の令制にもどる事となつたのである。<sup>(四)</sup>これは如何なる原因に依るか不明であるが、平城天皇時代に、桓武天皇の時代に行はれた刷新政治が、幾分舊に復してゐるのを見れば、此間に何等かの事情が存したものと想像される。然るに其後弘仁元年に、畿内に班田が施行されたのであるが<sup>(五)</sup>、これは延暦二十年よりは十年目にあたり、大同三年よりは三年目にあたるのである。従つて此時の班田は、令制に依らず、又延暦の改制にも依らない事が明白である。而も弘仁五年の勅に、夫六年一班、令條立制、理須依其年限、諸國共班、而大同以來、疾疫間發、諸國班田、零疊者多、稽干通法、理不可然、宜待後班之國滿於年限、一令校班、とある。<sup>(六)</sup>即ちこれに依ると、當時諸國に於ては、令制通りに班田が行はれず、特に大同以來その制が紊亂した事が窺はれるのであつて、これを整理する爲めに、かゝる法令が出されたものと考へられるが、上述の如く、後班の地方の年限の満つるのを待つて、校班せしむるとすれば、益々班田年度が混亂するに至るのが、當然の如く思はれる。即ちこゝに至つては、令の六年一班の制は、全く崩壊してしまつたと考ふべきであらう。かくて次に天長五年に、畿内に班田が行はれたのであるが<sup>(七)</sup>、これは弘仁元年より十九年目にあたつてゐるのであつて、六年一班にも、一紀一行にも合はない事は言ふまでもない。天長五年より六年目にあたる承和元年の「應畿内班田事」と言ふ太政官符の中に、檢案内、去弘仁元年班田、天長五年又授、不據前後之格、既隔十九箇年、今欲施行、未知何據云々、とあつて、令制通りとなすや、十二

年一班とするやが問題となつたのであるが、此時は延暦の格に依つて、再び一紀一班と定められたのである。以上の如く、平安朝初期以來、六年一班、一紀一行とその班田年度が再三改められたのであるが、當時に於ては、すでに班田制が廢絶に瀕して、全くこの制度は實行されなかつたのである、この班田制頽廢の過程に就いては、更に稿を改めて記述しようと思ふ。さて前に記した如く、以上の班田年度の改變は、畿内の諸國のみのものであつて、畿外の諸國に對しては、かかる對策がとられなかつたと思はれる。例へば、仁壽三年の太政官符に依れば、美濃國に於ては、令制通り六年一班の制を行はんとしてゐた事が窺はれ<sup>(九)</sup>、又延喜二年の官符に、

承和元年格言、畿内一紀一班、……自餘諸國五六十年或不班給、是則徒設條章、曾不遵行之所致也。  
……六年一班期限短促、宜仰下諸國、一紀一度核田言上、并進授口帳、待裁班給、即以新制之年爲計班之初、每滿班年、必令勤行、云々

とあるを見れば<sup>(10)</sup>、これ以前には、全國に對して、一紀一班の改制を行つたものでない事が、窺はれるのである。従つて、延喜時代になつて初めて、全國的に、班田年度の延長が企てられたのであるけれども、この法令が班田制を實施せんとする最後のものであつて、此後は班田の事が、殆んど史籍に見えなくなるのであるから、この時の改變は、大體に於いて、その實施を見ず終つたものと認めらるべきであらう。

以上述べた如く平安朝の初期に於いて、班田制を實施する爲めに、班田年度を延長する對策が取られ

たけれども、實際に於ては、その改變の如く班田は實施されなかつたのであるから、この政策は班田制の實施が困難になつた爲めに、已むを得ず行はれたものと考へられるものであらう。

- (一) 繼日本紀、天平元年三月癸丑條
- (二) 類聚三代格卷十五、承和元年二月三日官符
- (三) 同上官符及び延喜二年三月十三日官符参照
- (四) 承和元年二月三日官符
- (五) 同
- (六) 日本後紀、弘仁五年七月己巳條
- (七) 承和元年二月三日官符
- (八) 同
- (九) 類聚三代格卷十五、仁壽三年五月廿五日官符
- (一〇) 類聚三代格卷十五、延喜二年三月十三日官符

## 九

最後に、班田制頽廢の對策として、班田手續の簡易化に就いて、述べてみようと思ふ。

田令義解及び田令集解等に依れば、班田を行ふ年度即ち班年に際して、地方官は、正月中に太政官に上申し、官符を受けて、十月中旬に田數及び受給者の人數を調査した帳簿、即ち田文二通を作成し、一通

を太政官に送り、一通を國に止める。而して十一月一日より班給を初め、翌年二月三十日以前にこれを終るのである。更に又延喜式其他に依れば、畿内の校田には、校田使が任命せられ、畿外の地方に於ては、國司をして校田を行はしめるのが普通であるが、巡察使がこれを行ふ事もあつたやうである。<sup>(二)</sup> 校田使及び諸國司は、國內の田地を検査して、校田帳を作り、又部内の新に口分田を給與すべき人口を調査して、授口帳を作成し、これを共に太政官に進め、官の報符を得て、初めて口分田の班給を開始するのである。<sup>(三)</sup> 而して班田を行ふにあたつては、畿内には班田使が任命されるのが普通である。かくて班田使及び國司等は、班田が終了すれば、その町段及び四至を錄して圖籍を作り、之を太政官に納めるのである<sup>(三)</sup>。

以上の班田手續は、極めて煩雜であるけれども、土地を均分せんとするには、必要な方法であつたと思はれる。然し十月一箇月中に校田帳授口帳を作成して、これを太政官に上申し、この報符を得ると言ふ規定は、最もその實行が困難であつたと思ふ。校田帳、授口帳を一箇月内に作成する事が、すでに困難であると思はれるのに、これを太政官に進め、民部省は更に前の班田帳や大帳と比較して、土地や人口の増減を調査し、諸國に報符を下すのであるから、<sup>(四)</sup> 太政官に於ける手續のみでも、如何に勤勉なる官吏がこれを行つても、相當の時日を必要とするものであらうと思ふ。而も當時の諸官吏の怠慢を以てしては、これが實行され得ない事は當然と言はなければならぬ。更にまた、當時の交通狀態を考へるならば、

一箇月内に、所謂田文を作成し、之を太政官に上申して、その報符を得る如き事は、全國的に殆んど不可能と言ふべきであらう。従つて、此等の手續を一箇月内に限つた事は、班田手續中の大なる缺陷を爲すものと認むべきである。かゝる實情を無視した方法が、採用さるゝに至つたのは、恐らく、令の立法者が、たゞ單に唐制を模倣した結果であらうと思はれる。<sup>(五)</sup> 兎に角かゝる班田手續が、班田に際して果して實行されたか否やは、疑問としなければならないと思ふ。奈良朝時代に於いて、この手續が問題となつたと思はれる記録が存しないのは、不思議であるが、規定通りこれが實行されたとは、考へられないのであつて、畿外の諸國に於いて、如何にこれが實施されたかは、不明であると見なければならぬ。

令制定後約百五十年を過ぎた仁壽三年に、次の如き太政官符が出てゐる。

### 應校田事

右得美濃國解僕、百姓口分田六年一班、夫依官符校田言上、待候報符稍送年數、其間、新附括責之輩、不給口分不堪貢賦、因茲人民易逃、戸口難增、纔隨官符來、乃始班田、文案未究、還及紀年、昨日班田、今日校田、吏民之煩無不由此、望請、期年至者、國郡官司校定國內數、惣計當年之見口、且校班且言上、謹請官裁者、右大臣宜、奉勅、宜校田依請、自餘諸國准<sup>(六)</sup>此

以上に依れば、官吏の忘慢はその報符を下すのに、數年を要した事が窺はれると共に、この爲めに班田收授制の實施が、甚だしき障害を受けた事を、知ることが出来るのである。かゝる弊害を除去せん

として、上記の官符が發せられ、その手續の改正が行はれることとなつたのであるが、この改正に關して、川上氏は、「國郡の官司が國內の田數を調べ終れば、報符待たずとも、當年の現在人口に依つて、班給することに改めた。」<sup>(七)</sup>となし、又三浦博士も、「班田の期年が來ると、地方官が國內の田地の高を調べ、又當年の人田の現在數を總計して、一方班田を行ふと共に、他方申達することに改まつた。云々」<sup>(八)</sup>と述べてゐる。然しこれは誤まりであつて、上記の太政官符は、かかる班田手續の大改正を意味するものではないのである。この事はかつて記した如く、上記の官符の文に依つて、知らるゝばかりでなく、元慶五年の大宰府の奏言にも、須依仁壽三年五月二十五日格、校田言上、待報班給、云々、とあり、また延喜二年の官符にも、宜仰諸國、一紀一度、校田言上、并進授口帳、待裁班給、云々、と見え、更に延喜民部式にも、凡班田者、諸國至干期年、校定國內之田、副授口帳言上、待報符即班給、云々、との記事を見るのである。即ち此等に依れば、仁壽三年の上記の太政官符が、官符に依らないで、校田する事のみを許したもので、其後の手續には、何等の變更が加へられず、依然として、報符を得て班給すると言ふ制度が持續され、且つ之を實行せんとしてゐたと推測されるのである。而して先に記した如く、この報符を得ると言ふ點が、班田制の實施を困難ならしめた最大の原因を爲したのであるから、以上の改變は全く根本的の班田手續の改正と言ふことが出來ないのである。かくてこの仁壽三年の改正は、今まで考へられた如き大なる改變ではなく、從つてこれに依つては、その手續の煩雜さは、殆んど緩和さるゝ所が

なかつたと見ければならない。然しながら、此時班田手續が問題となり、これに依つて、班田制の實施が防害される事を爲政者が注意するに至り、その對策として、一部分の改變が行はれた事は明白であるから、この意味で上記の仁壽三年の太政官符は、その意義を有すると思ふ。

さて以上の如く、一部分手續の改正が行はれたけれども、手續中の最も困難な點、即ち一ヶ月中に、  
校田言上して、報符を得ると言ふ手續には、何等の改變が加へられなかつたのであるから、班田制を實施せんとすれば、この手續を行はなければならないのである。然しこれの實行が困難である事は、明らかであり、特に遠隔の地方に於ては、殆んど不可能と言ふべきものであつたと思はれる。従つて、こゝに報符を得ないで班田を行ひ、それと共に、太政官に上申すると言ふ改變が自然と起らざるを得なくなるのである。元慶四年の條に、大宰府言、筑後守從五位上都朝臣卯酉解僕云々、此國不班田、既三十餘年、輸貢之民、曾無口分、免課之門、徒有田疇調庸交闊、人數減損、請准豐後國例、不待報符、班給之、並從之(ニ)とある。即ち豊後國はこれより先きに、すでに報符を得ずして班給する事を、許されてゐたのであるが、此時筑後國もこれにならひ、校田、班田共に、官符を待たずして行ふ特例を許さるゝに至つたのである。而してまた、元慶五年の條に、

大宰府言、肥前介外從五位下笠朝臣宗雄解僕、須依仁壽三年五月二十五日格、校田言上、待報班給、而此國僻在海西、行程稍遠、先申於府、府更言上、數年之後、報符乃來、國吏秩終、不更班給、延引如

斯、既及四十年、調物缺少、戸口減損、惣以此、望請、據淮筑後豐後兩國之例、不待報符、申府班給

百姓口分田、但至合有益、格條自存、又乘田之數、依例割置之、詔從之  
(二三)

とある。此地方の班田手續が大宰府及び太政官と、二重に上申する爲めに一層煩雜になり、その爲めに、これの實施が困難となつた状態を知ることが出来ると思ふ。以上の如く、豊後、筑後、肥前等の遠隔の地方に於ては、段々と班田手續が簡易化さるゝに至つたのであるが、京都近傍の美濃國に於いてさへも、この爲めに班田の實施が問題となつたのであるから、九州地方に於けるかゝる改正は、當然であると言はなければならない。班田收授制を實施せんとすれば、この手續が問題となるのは、當然であつて、奈良時代又は平安朝初期に於いて、これが問題とならなかつた事は、不思議であるが、恐らくは、中央及び地方の官吏が甚だしく怠慢不正でなかつた爲めに、昨日班田して今日校田すると言ふ状態を呈するに至らず、従つて班田制の實施を防害するものとして、又は一般百姓及び諸官吏を苦しめる問題として、取り上げられなかつたものと考へられる。又若し然らずとすれば、この手續を問題としない程、班田制の實施に關しては、無關心であつたと考ふべきであらう。さて上述した如く、この班田手續は、令の制定後、百五十年以上を経過して、初めて問題となり、一部分の改變が加へられ、又九州地方に於ては、更に約四十年後に一層簡易化さるゝに至つた事が知られてゐるが、當時他の遠隔の地方に於ては、如何にこの手續が實施されたかを知る事が出来ない。思ふにこの頃、美濃國又は九州地方の

一部に於いて、この手續が問題となつたのは、當時この地方に於いて、班田制が實施された爲めであつて、他の諸國に於いて、これが見えないのは、班田制の實施がなかつた爲めであると考へなければならぬ。而も仁壽、元慶の時代は、全國的に殆んど班田制が頽廢せんとしてゐたと思はれる頃であつて、上述の如き改變も實際に於ては、殆んどその效果がなかつたと見なければならない。

以上述べた所を以つて明白なる如く、班田手續を改變して、班田制の實施を容易ならしめんとする政策は、仁壽三年の改正のみと考ふべきであり、而も此の改變が、如何なる程度の効果を示したかは、不明であると言はなければならない。元慶時代の九州地方の一部に於ける改變は、特別の例外を設けたもので、班田制實施の一種の對策とは認められるけれども、全國的のものとは考へられないのである。要するにこの何れの改變も、班田制が頽廢に瀕した爲めの窮餘の策であり、すでに時期を失したものと認むべきものであつて、眞の意味の對策とは考へられないやうに思ふ。

(一) 延喜式、卷三十、大藏式參照

續日本紀、天平寶字四年正月癸未條

(二) 延喜式、卷二十二、民部式上、同卷四十二、左右京式參照

類聚三才格、卷十五、貞觀四年六月五日官符

三代實錄、元慶三年五月二十三日條

類聚三才格卷十五、延喜二年三月十三日官符

(三) 田令義解、延喜主稅式、大藏式、左右京式其他參照  
(四) 延喜式卷二十二、民部式上

(五) 唐六典卷三十、「若應收受之田、皆起十月、里正勘進簿曆、十一月縣令視自給授、十二月畢」  
同 卷三、「凡應收受之田、皆起十月畢十二月」

(六) 類聚三代格卷十五、仁壽三年五月廿五日官符

(七) 川上多助著平安朝史（綜合日本史大系）、二七九頁

(八) 三浦周行著國史上の社會問題、一三二頁

(九) 三代實錄、元慶五年三月十四日條

拙稿、班田收授法頽廢の原因について參照

(一〇) 類聚三代格卷十五、延喜二年三月十三月官符

(一一) 三代實錄、元慶四年三月十六日條

(一二) 三代實錄、元慶五年三月十四日條

## 一〇

班田收授法が大化改新に依つて企てられた諸改革中に於いて、極めて重要な意義を有するものであ  
り、この制度が實施された場合には、一般國民に重大なる影響を及ぼすべき事は、言ふまでもない所で  
あるが、すでに、「班田收授法頽廢の原因について」なる拙論の中に述べた如く、この制度は種々の方

面より見て缺陷を有し、除々に頽廢するに至つて、土地を均分せんとした立法者の意圖とは、全く相反する結果を惹起せしむるに至つたのである。然し支那の文物制度を、最高のものと盲信し、すでに頽廢に瀕し、弊害百出するこの制度を放棄して、これに代るべき新制度の創造を、企圖する事のなかつた當時の爲政者は、令制定後二百年間も、この制度を維持し、實施せんと試みたのである。こゝに於いて、當然これ等の缺陷に對する對策が、講せらるゝことゝなつたのであるが、以上の拙稿に於いては、此等の對策として考へらるべき諸政策が、果して充分なる效果を擧げたるや否やに關して、若干の検討を加へたのである。

先づ令に規定されてゐる對策、即ち田地の多寡及びその肥瘠等より生ずる不公平を調節し、班田制の實施を容易ならしめんとする政策を見るに、何れも不完全であつて、班田制頽廢の原因を除去するに足るものとは思はれないのである。次に土地の缺乏、即ち口分田の不足に依つて生ずる、班田制の實施難に對する政策と見らるべきものに、開墾制度があるが、奈良時代に度々變更された、これに關する法令の多くは、口分田の不足を補足せんとする意義を次第に失つて、政爭に利用さるゝ如き觀を呈するに至るのである。然し、寺院及び貴族等の墾田を公收して、口分田と爲した實例の在するを見れば、不充分ながら、その對策としての效果を有した事が、認めらるゝやうである。下田陸田等を口分田として班給した例も存するけれども、これに依つては、甚だしい不公平が生ずるのであつて、水田と同面積の陸田

を班給したとすれば、これは水田不足の対策としては充分のものでなく、且つ一般的のものとは認め難いのである。更に功田、位田、隠田等の班給も行はれた場合が存するけれども、これは極めて局部的であり、而も寺社及び權門勢家の土地占有の形勢が甚だしくなるに従つて、段々とすくなくなり、平安朝時代に入ると、殆んど行はれなくなつたやうであるから、これも充分なる対策とは認め得ないのである。而して更に、班田收授制度そのものを改變して、その實施を容易ならしめんとする政策としては、第一に口分田面積の減少が考へられる。これは度々實行されて居るけれども、主として人口が局部的に集中してゐた、畿内地方に對する対策であつて、寧ろ特殊の已むを得ざる対策と見るべきである。次に班田年度の延長が行はれたが、これも畿内を主とするものであつて、一般的の改變とは認めがたく、而も畿内地方に於ても、改正された期限に、班田が實施されなかつたのである。延喜時代に初めて、諸國にも班田年期の延長を命じてゐるが、これは班田制を實施せんとする最後の法令であつて、その效果を疑問とされるものであるから、この対策は殆んどその意義を有しないと見るべきである。又班田手續の簡易化も企てられたが、これも今まで考へられる如き大なる改變ではなく、わづかに九州地方の一部に、例外として簡易化された班田手續が多分一回行はれたと思はれるに過ぎない。而もこれ等の制度の改變は、何れも平安朝時代に行はれたものであつて、班田年度の延長、及び班田手續の改變は、實際上どの程度の效果を擧げ得たかを、疑問としなければならないのである。かくて班田制そのものゝ改變は、全

國的に行はれて、多大の效果を挙げたとは認められず、寧ろ班田制頽廢の結果、かかる改變が局部的に已むを得ず行はれたと見るべきであらう。

これを要するに、班田收授法を維持し實施せんとする爲めに、その廢絶を防止せんとして採用されたと見られる以上の如き諸對策は、これを仔細に點検すれば、何れも極めて不充分であり、これをその對策と稱し得ない程のものである事が、明白であると思ふ。而も此等の制度の運用に關與した諸官吏の多くは、恐らくは、班田制度本來の意義を次第に忘却して、反つて各自の利益のみを追求するに至り、益々この制度の實施を阻害するに至つた事が、これを廢絶せしめた最も重大なる原因を爲すものであらう。

當時政權に參與した諸貴族も、又は中央及び地方の諸官吏も、班田制の實施を眞面目に考慮し、これを頽廢せしめる諸缺陷に對する政策の樹立を考研せんとする如き事は、殆んどなかつたと見るべきであらう。ただ彼等がこの制度を維持せんとしたのは、唐制の模倣である舊來の制度を維持する事を最上と思惟し、すでにその精神が失はれ、且つ實施もなし得なくなつたこの制度に代るべき新制度を、創造する政治的見識と熱意とを有しなかつた爲めである。かくてこの班田制は、平安朝初期に於いて、早くも廢絶するに至るのであるが、この廢絶過程に關しては、更に稿を改めて述べようと思ふ。(昭和十五年七月稿)